～住宅用消火器の点検・リサイクルについて～

自宅に、使わなくなってそのままにしている消火器はありませんか。消火器は、屋外や軒下、水回りなど湿気の多い場所に置いたままにすると腐食が進みます。腐食や耐用年数を経過している消火器は、レバーに触れたり、本体に大きな衝撃を与えると破裂する危険があり、実際に死傷事故も発生しています。今一度、消火器の点検をお願いします。

【消火器の点検ポイント】

- 本体容器やラベル、キャップに腐食や著しい傷がないか
- 操作レバーが変形していないか
- ホースにひび割れはないか
- 安全栓は確実に装着されているか
- ラベルに表示されている使用期限（耐用年数）を過ぎていないか
  （消火器の耐用年数は、「有効使用期限 〇年まで」などと表示されています）

【消火器のリサイクル】

- ホームセンターや消防設備業者などに引取りを依頼してください。
- ごみとして収集しておりませんので、町内のごみステーションに出すことはできません。
  また、消防署では、消火器の販売や回収を行っていませんのでご注意ください。

～住宅用火災警報器について～

住宅用火災警報器は、火災の「煙」を自動的に感知して警報を鳴らし、逃げ遅れを防ぐための機器です。新築住宅は平成１８年６月１日から、既存住宅は平成２３年６月１日から義務化されておりますので未設置の住宅は早めの設置をお願いします。また、機器本体の交換目安は製造年から約１０年とされていますので、点検及び設置場所の再確認をお願いします。

【設置場所について】

- 寝室　～　普段、就寝に使われている部屋
- 階段　～　寝室が２階、３階にある場合のみ設置

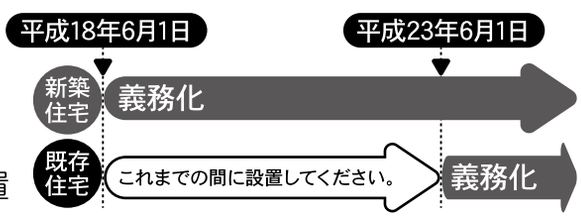

※居室や台所などへの取付け義務はありませんが、火災をより早く発見できる可能性は高まりますので積極的に設置をご検討ください。

※住宅用火災警報器は維持・管理が大切です！！

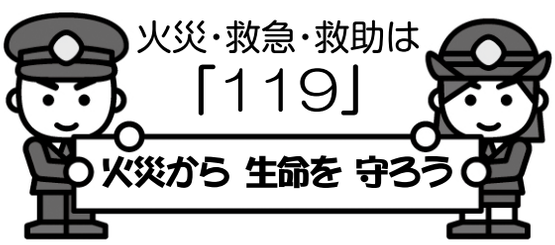

紙面に関するお問い合わせ
火災予防に関するご相談は
留萌消防組合小平消防署 管理課 予防保安係
電話：５６-２２２１ FAX:５６-９０２２